

◎顧問税理士に作成を依頼すれば税務調査がなくなる!?

「書面添付制度」の

活用テクニク

教えます

黒川税理士事務所
所長 黒川 明



「書面添付制度」とは、申告書について税理士が「主にどのような資料に基づき検討・判断したか等」を記載した書面を添付する制度です。税務当局は、添付された書面について税理士に対して意見聴取をすることになります。書面添付がある場合は、書面添付なしの申告書よりも調査対象に選ばれる可能性が低くなるとも言われています。ここでは、「書面添付制度」を活用するテクニクをお教えしましょう。

書面添付で税務調査が省略される?



そもそも書面添付制度とはどんな制度でしょうか？ 簡単に言うと、税理士が作成する申告書に一定の書面を添付することにより、税務調査が省略される可能性が高まる、というメリットがある制度です。「添付書面」と「意

見聴取」という2つのポイントから説明していきましょう。

・添付書面

税理士は作成した税務申告書について、以下の情報を記載した書面を添付することができるようになっています。

・税理士がその申告書をどのように作成したか？

- ・申告書の元になる資料の確認をどのように行なったか？
 - ・どのような資料を確認したか？
 - ・どのような税務判断をしたか？
 - ・税務判断の根拠は何か？
 - ・前年に比べ増減した勘定科目がある場合にはその原因は何か？
 - ・会計処理の変更はあったか？
 - ・お客様からどのような相談を受けたか？
- ・総合的な税理士としての所見

少し補足をします。「どのような資料を確認したか？」については、例えば売上で言えば契約書、発注書、納品書、請求書、預金通帳、現金出納帳などが考えられますが、会計処理上は請求書、通帳の確認のみで申告書の作成までを行なうことは可能です。

しかし、それだけでは現金で回収した売上などが漏れてしまう可能性があります。その点、様々な資料を確認す

ることで漏れや抜けが減りますので、国税当局はどこまでの資料を確認しているのかを知りたいのです。

「どのような税務判断をしたか？」については、税務判断は白か黒かだけではなくグレーな判断が数多くあります。その部分をどのような根拠条文に基づき、どのような処理をしたか記載します。

例えば、建設業でその会社に専属の外注先があることは珍しくありませんが、その外注先に支払う費用が外注費なのか給与なのか、判断が微妙なケースが多くあります。そこで、外注費として処理したのなら、なぜ外注費として処理したのか、その根拠を書きます。その根拠を知ることができれば、国税当局もわざわざ税務調査を行なうことなく疑問点が解決します。

・意見聴取

国税当局が税務調査を行なおうとするとき、その税務調査の対象となった会社の申告書に書面添付がされている場合には、税理士に意見聴取を行なわなければならないとされています。

意見聴取では、著しい増減事項や増減理由、税務判断の根拠、資料の確認状況などの質疑応答や積極的な意見交換が行なわれます。ここでは税務調査と同様に、税理士の業務品質や交渉力が試されることとなります。

もしこの意見聴取において国税当局の疑問点が解消されたら、税務調査は省略されます。

書面添付税度は

国税当局にもメリットがある



この書面添付制度は、納税者、税理

士、国税当局それぞれにメリットがあります。例えば以下のようなことです。

・納税者のメリット

税務調査が省略になるというのが最大のメリットだと思います。税務調査が入ると中小企業の場合、調査官は2日ほど予定を取ってくださいと言ってきますので、最低でも2日は本業を行なう時間が潰れます。中小企業では社長がプレーヤーであることが多いので大きな損失です。

税務調査の決着がつくまでには調査当日から2週間から3カ月はかかります。この間の精神的な負担も大きいです。指摘されている内容によっては、食事が喉を通らない、夜も眠れない、という社長もいます。

仮に税務調査が省略にならず、税務調査当日を迎えたとしても、添付書面に記載のない部分に調査の重点が置か

れることが予想されるので、負担軽減につながるでしょう。

また、書面添付を行なうにあたっては、税理士から会社に対し様々な確認が行なわれるため、コンプライアンスの向上ももたらします。

・税理士のメリット

意見聴取の結果、税務調査に至らないとなると、お客様の満足度向上とともに、よりお客様との信頼関係を構築できます。ひいては税理士の社会的地位の向上、より一層信頼される税理士制度になります。

・国税当局のメリット

税務行政の円滑化、簡素化がメリットです。添付書面への記載内容から問題点が無さそうな会社には税務調査を行わず、書面添付がなされず問題点

が出そうな会社だけに税務調査を行なうことで、税収確保の効率を上げることができます。

また、実は国税当局にとって効率化以上に重要なことがあります。それは実地調査率の向上です。

納税者全体のうち、どのくらいの割合で税務調査を行なっているかを表す数字を実地調査率といいます。この実地調査率が下がり続けています。最近では法人の実地調査率は過去最低の3・1%ですから、100社あったら3社しか税務調査が行なわれません。

33年に一回しか税務調査が入らないと言ひ換えることもできます。となると、33年間ずっと税金をごまかし、その後にもし税務調査に入られても、税金の時効は7年ですから、26年分の税金は得します。これでは、税金をごまかそうとする人が得をするということになってしまいます。

このような状況が良いはずはありません。

せん。ですので、国税当局はこの実地調査率を上げるために対策を打たなければなりません。ここで書面添付制度が役に立ちます。というのも、意見聴取の結果、税務調査省略となつてもこれを一件の税務調査としてカウントするからです。

通常は一件の税務調査を行なうには、税務調査先を選び、事前の準備をし、税務調査の当日を迎えます。そして、その後は問題点の指摘、交渉などを行ない、修正申告書を提出する、など全てが終わるまでに2週間から3カ月はかかります。もっと長引くこともありまます。それに比べ意見聴取からの税務調査省略ははるかに手間はかかりません。

現場にとって税務調査の件数をこなすことは最も重要な指標です。追加で税金を取ることよりも、不正を見つめることよりも重要なのが、どれだけ件の数をこなしたかという数字です。意

見聴取からの調査省略だと、簡単に税務調査件数を積み上げることができます。意見聴取にかかる時間は、私の体験上、一件あたり30分くらいです。

私が知人の税理士から聞いた範囲では、一日で20件もの意見聴取が行なわれたという話もあります。全て税務調査省略です。これを聞いたときにはびっくりしましたが、それだけ国税当局の実地調査率を上げたいという意思が強いのでしょう。

それだけに書面添付制度はうまく使えば、納税者と国税当局がお互いにwinwinになることができる制度です。

書面添付制度の普及はまだまだ



ここまでで説明した通り、書面添付制度はうまく使えばとても有意義な制度です。しかし利用状況はまだまだ低

いのが現状です。

ここ5年の書面添付制度の実施状況は以下のとおりです。

平成21年	6・5%
平成22年	7・0%
平成23年	7・4%
平成24年	7・8%
平成25年	8・1%

徐々に上がつてはいますが、このように見ると、まだまだ10社に1社も利用していないことがわかります。納税者と国税当局がお互いにwinwinになることができる制度ですので、もったいない話です。

この制度が進まない大きな理由として、税理士側の事情があります。書面添付の利用が進まないのは、制度そのものがあまり知られていないということもありますが、最も大きいのは税理士がやりたがらないからなのです。

以下に、税理士がやりたくない理由を説明しましょう。

・添付書面を作るのに手間がかかる

最大で10ページくらいの書面を作成します。また、作成の前提としてお客様の資料をしっかりと確認しなければなりません。

また、添付書面に簡易な内容を書いても効果が薄いので、しっかりと書く

ためには確認する書類が増えたりと今まで以上に手間がかかります。

・報酬をもらいにくい

書面添付制度を行なうにあたり、報酬がもらいにくいという事情があります。正当に請求をすればいいのですが、税理士業界は全て顧問料にコミコミとなっている事務所が多く、書面添付制度を行なうことで、単に手間が増える

だけで、売上は上がらず、収益性の低下を招くだけになってしまいます。

・懲戒処分の可能性

添付書面に税理士が虚偽の記載をした場合、懲戒処分をされると規定されています。懲戒をされる場合とは、記載内容が事実と異なっており、かつ、税理士が事前にそのことを知っていた場合ですが、書面添付をしたお客様が税理士の知らないところで脱税をしていた場合、税理士自身も懲戒を受けてしまうと勘違いしている税理士も多いようです。

あくまでもこの添付書面には税理士が確認したことを書くのみであって、お客様から情報が得られなかった場合は仕方がありません。

・税務調査は税金を使った監査



税務調査は税金を使って会社の監査をしてくれるので、使わないと損という考え方があります。書面添付制度を行なうことで税務調査が入りにくくなりますから、せっかくの監査の機会を逃してしまおう、という考え方は、確かにその通りですが、個人的には税務調査による時間的、精神的な負担も大きいいため、正しくやっていたら税務調査は無くても良いと思います。



・税務調査は税理士の活躍の場

税務調査の連絡が会社に入ると、多くの経営者は不安になります。このときに頼れるのは税理士だけです。月次の試算表作成や、毎年の申告書作成のときよりも明らかに頼りにされるため、お客様からロイヤリティを感じてもらえる場が税務調査です。

ここをうまく切り抜け、お客様の満足度も上がったという経験をしている

税理士は多いでしょう。だから、税務調査が入らないとそういった機会も減ってしまうと考えている税理士もいます。

個人的には、意見聴取からの税務調査省略もお客様の満足度はとても高いので、こちらを狙って行なったほうが、お客様、税理士、国税当局にとっていいと思います。

・収益的な問題

税務調査が入った場合、税理士はお客様に税務調査立会報酬、修正申告書作成料などを請求することができます。臨時収入となります。書面添付制度でこの臨時収入が無くなるのが痛いと考ええる税理士もいます。

個人的にはそのような臨時収入に頼るより、書面添付制度を行なうにあたり、付加価値の高い業務ですからその分の料金をもらうのが良いと考えてい

ます。

参考までに弊社で書面添付制度を行なう場合、小規模会社で2万円、中堅会社で10万円などの報酬を決算料にプラスでいただいています。他の報酬パターンとしては、月次の顧問料の上乗せなどが考えられます。

顧問税理士にお願いするときは
ここに留意しよう



最後に、自社の顧問税理士に書面添付制度をお願いするときの留意点をお話ししておきます。

まず当然のことながら、書面添付を行なっている税理士事務所でなければなりません。税理士の中には頑なに書面添付を行わない人がいます。

また、どの程度のレベルの添付書面を作成しているかも確認したほうがいいでしょう。というのも、添付書面の

内容によって税務調査省略の確率が変わってくるからです。

国税庁が発表している税務調査の省略率の資料は見当たらないのですが、周りの税理士の話を聞く限り、おおよそ70%くらいではないでしょうか。薄い内容であれば税務調査が行なわれるでしょうし、濃い内容であれば税務調査が省略されます。

ちなみに弊社の場合は、現時点では意見聴取から100%税務調査が省略になっています。税務調査が省略になるためには、添付書面の内容の濃さとともに、意見聴取時の交渉力も重要であると感じています。ですので、書面添付制度の経験値と、その税理士の交渉力。これがチェックポイントであると思います。

以上のことを踏まえて、一度顧問税理士に相談してみてはいかがでしょうか。



●くろかわ あきら

東京都多摩市に事務所を構える地域最大規模の税理士事務所。中小企業顧問は600社以上の実績を持つ。「近況」趣味は日本酒。全国からお取り寄せし各地の地酒を飲んでいきます。スポーツではパワリフティングにハマリ、2014年東京都パワリフティング選手権大会120kg級で優勝。2015年も連覇を狙っているところです。漫画も好きで自宅の一室は約2000冊の漫画ルームに。あふれた漫画は事務所に置いていますが、捨てられそうに焦っています。